

尚美学園大学学術情報リポジトリ運用指針

令和4年9月20日改訂

令和元年6月25日制定

メディア・紀要委員会

(目的)

第1条 この指針は、尚美学園大学（以下「本学」という。）が設置する本学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の適切な維持・運営について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、「リポジトリ」とは、本学の教育・研究活動において生産された学術研究成果を収集・蓄積・保存し、無償で発信することにより、学術研究のさらなる発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステムをいう。

(管理・運用)

第3条 リポジトリの管理・運用は本学メディアセンターにおいて行うものとする。

(登録者)

第4条 リポジトリに学術研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 本学に在籍する教職員。
- (2) その他メディアセンター長が特に認めた者。

(登録申請)

第5条 登録者は、所定の手続きにより登録申請を行い、メディアセンター長の許可を得るものとする。

(登録対象)

第6条 リポジトリに登録することができる学術研究成果は、次のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 登録者が単独又は他と共同で作成した学術研究成果であること。
- (2) 本学における教育・研究活動に関連した学術研究成果であること。
- (3) 次に掲げる事項について、法令上又は社会通念上の問題が生じないものであること。
 - a. 名誉、プライバシー等の人権及び個人情報に関する事項。
 - b. 情報セキュリティに関する事項。
 - c. 守秘義務に関する事項。
- (4) その他公開することについて問題が生じないものであること。

(学術研究成果の利用)

第7条 以下の方法により、リポジトリに登録された学術研究成果を利用する。

- (1) 当該学術研究成果を複製し、書誌情報等を付与して、リポジトリを構築するサーバに格納し、ネットワークを通じて不特定多数に無料で公開する。
- (2) 私的利用のためのダウンロード、複製、引用等の著作権法で定める範囲内での利用を許諾する。

(3) 保存及び管理・運営のために必要な複製・媒体変換を行う。

(著作権に係る利用許諾)

第8条 登録者は、リポジトリに登録し公開する学術研究成果について、予め次の事項の許諾を得たものとする。

- (1) 学術研究成果の著作権が登録者のみに帰属している場合は、登録者は本学に対し、第7条に掲げた利用を無償で許諾する。
- (2) 学術研究成果の著作権が複数の者に帰属している場合は、登録者は本学に対し、第7条に掲げた利用を無償で許諾することについて、あらかじめ他の著作権者から利用許諾を得なければならない。

(著作権の帰属)

第9条 学術研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者から移転しない。

(デジタルオブジェクト識別子)

第10条 登録者が希望し、メディアセンター長が認めたコンテンツに対して、デジタルオブジェクト識別子 (DOI) を付与する。

(学術研究成果の削除)

第11条 リポジトリに登録された学術研究成果は、次のいずれかに該当する場合、削除するものとする。

- (1) 登録者が、削除の申請を行い、メディアセンター長が承認した場合。
- (2) メディア・紀要委員会において公開が適当でないと判断し、削除を決定した場合。
- (3) その他、登録によって支障が生じると認められる場合。

(免責事項)

第12条 本学は、リポジトリに登録された学術研究成果を利用することによって発生した利用者のいかなる損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(審議機関)

第13条 リポジトリの適正かつ円滑な運用を図るために必要な事項については、メディア・紀要委員会において審議し決定するものとする。

(指針の改廃)

第14条 本運用指針の改廃については、メディア・紀要委員会の承認を得て決定するものとする。

(その他)

第15条 本運用指針に記載されていない事項については、必要に応じて、関係者間で協議するものとする。